千代田区公金管理・運用方針

第１　目的

この方針は、区の管理する公金について、管理及び運用の原則を定めることにより、公金の安全性及び流動性を確保したうえで、効率的な資金管理を行うことを目的とする。

第２　適用の範囲

この方針において「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金をいう。

第３　公金管理の原則

公金の管理にあたっては、安全性を最優先し、そのうえで資金の性質により流動性、効率性を確保するものとする。

(1)　安全性の確保

元本の安全性の確保を最優先し、元本が損なわれないよう、安全な金融商品により管理・運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性を十分に考慮する。

(2)　公金の計画的運用

公金を計画的に運用するため、年度当初において各基金ごとの運用金額、運用期間等を策定し、財政計画との整合性を図る。

(3)　流動性の確保

資金計画に基づき、支払い等に支障をきたさないようにするとともに、想定外の支払いに備え、資金の流動性を確保する。

(4)　効率性の追求

安全性及び流動性を確保したうえで、最大の運用益を得られるよう効率的な運用に努める。

第４　公金運用の基本的な考え方

公金の運用にあたっては、公金管理の原則の観点から、資金全体の金融商品の構成が最適になるよう努め、金融商品を選択する場合は、基本的に引合方式によるが、資金状況や金利動向等を勘案し、相対方式によることができる。

金融商品の保管・運用にあたっては、当該商品を満期または償還日まで持切ることを原則とする。ただし、公金の安全性及び流動性確保のため、やむを得ない場合は預金の解約及び債券の売却を行うことができる。

第５　公金の運用体制

(1)　情報の収集

会計管理者は、公金の運用にあたっては、公金管理の原則に沿って、適切な金融機関及び金融商品を選択するため、日常から情報収集に努める。

(2)　公金運用検討委員会

公金の運用における金融機関及び金融商品の選択について、公金運用検討委員会で調査・検討する。

(3)　公金運用基準等

会計管理者は、公金管理の原則及び公金運用の基本的な考え方に基づき、公金運用基準等の必要な事項を定める。公金の運用基準等には金融機関を選択するための基準・指標及び金融商品の種類、運用期間等を定める。

(4)　専門家等の活用

会計管理者は、金融商品の選択及び金融機関を選択する際の株価、財務諸表、格付け、金融情報等分析・検討にあたり、専門家等の経験と知識を活用する。

(5)　安全確保対策

会計管理者は、安全に公金運用を行うために、金融機関の経営状況に懸念がある場合は、ヒアリング等を行うとともに、公金運用検討委員会で専門家の意見等を聴き、決済用預金を活用するなど、すみやかに適切な判断を行い、公金の保全を図るものとする。

附則

この方針は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。